

消費税引き上げに伴う介護保険料の引き下げについて

●趣旨

介護保険料は、平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引き上げに合わせた軽減強化が全国的に予定されている。本市においても、国の示す引き下げ幅の上限を適用することとし、保険料段階の第 1～第 3 段階の保険料率を引き下げることとする。

※ 第 7 期介護保険事業計画において、記載していたもの。

●改定内容

国が示す保険料率（※）の引下げ幅は、平成 26 年度を基準として 32 年度までに、保険料段階の第 1 段階で 0.2 (0.5→0.3)、第 2 段階で 0.25 (0.75→0.5)、第 3 段階で 0.05 (0.75→0.7) を超えない範囲内とされており、平成 31 年度は、消費税率引き上げ時期に合わせ、2 分の 1 の引き下げ幅とされている。本市では、国の引下げ幅の上限まで適用することとし、平成 32 年度の第 1 段階の保険料率を 0.25 に、第 2 段階を 0.45 に、第 3 段階を 0.7 に引き下げることとする。平成 31 年度については、2 分の 1 の引下げ幅として、必要な条例改正を実施。

（※）保険料基準額に対する割合

●改定時期 平成 31 年 4 月 1 日から

※公費による保険料軽減に係る政令公布後の本市条例施行日を定める規則施行により確定

●料率及び保険料（※ 1）

	対象者	項目	26 年度	30 年度	31 年度（※2）	32 年度
第 1 段階	年金収入等 80 万円以下	料率	0.45	0.4 (▲0.05)	0.325 (▲0.125)	0.25 (▲0.2)
		月額保険料	2,340 円	2,504 円	2,034 円	1,565 円
		国基準料率	0.5	0.45	0.375	0.3
第 2 段階	同 80 万円超 120 万円以下	料率	0.7	0.7	0.575 (▲0.125)	0.45 (▲0.25)
		月額保険料	3,640 円	4,382 円	3,599 円	2,817 円
		国基準料率	0.75	0.75	0.625	0.5
第 3 段階	同 120 万円超	料率	0.75	0.75	0.725 (▲0.025)	0.7 (▲0.05)
		月額保険料	3,900 円	4,695 円	4,538 円	4,382 円
		国基準料率	0.75	0.75	0.725	0.7

（※ 1）第 4 段階以降は現行から改定なし

（※ 2）平成 31 年度の保険料率の軽減割合は平成 32 年度の 1/2 の水準